

## 第16回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、平成30年10月5日(金)午後1時30分より、第16回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所8階大会議室において開催した。

### 記

第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

#### (出席委員)

|           |            |           |           |
|-----------|------------|-----------|-----------|
| 1番 久世谷 幸治 | 2番 多田 岳史   | 3番 徳田 明子  | 4番 中林 和夫  |
| 5番 古川 嘉嗣  | 6番 井内 英樹   | 7番 多羅尾 英樹 | 8番 中西 秀友  |
| 9番 辻 四一郎  | 10番 吉田 利一  | 11番 高田 悦和 | 12番 小島 佳剛 |
| 13番 水主 哲寛 | 14番 山本 晃一郎 |           |           |

#### (欠席委員)

#### (農地利用最適化推進委員)

北浦 荘平      村田 昇造      江口 淳司      水谷 修      北村 嘉朗

#### (事務局)

西岡 局長      西村 次長      清水(囑託)      村田(囑託)      岸本(囑託)

( 午後 1 時 3 0 分 開会 )

局 長

定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。  
本日の定例総会は委員定数 1 4 名の内、出席委員 1 4 名、欠席委員 0 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。  
それでは、議事進行につきまして、吉田会長、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、ただ今から、第 1 6 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。本日の議事録署名委員は、井内委員、多羅尾委員のお二人にお願いいたします。現地調査委員につきましては、辻委員、水主委員です。  
ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。

それでは、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。  
事務局より、説明願います。

局 長

それでは、お手元の資料に基づきまして、「第 1 号議案 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」1 件のご説明を申し上げます。

【第 1 号議案、 1 番を別添議案書をもとに朗読】

本議案につきましては、農地中間管理事業の特例、すなわち農地売買等事業の譲受人に係る利用集積計画でございます。

番号 1 の所有権の移転を受ける者は、営農規模拡大のため当該農地を京都府農地中間管理機構から所有権移転により取得されるものです。なお、既に 8 月 6 日の第 1 4 回定例総会において、農地売買等事業の出し手に係る利用集積計画の決定について承認を得ております。

本件につきましては、農用地利用集積計画の内容が農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていることから、農用地利用集積計画は承認できるものと考えます。

以上です。

議 長

続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。

|               |   |
|---------------|---|
| <p>辻委員</p>    | <p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で水主委員と現地調査に行っていました。</p> <p>伊勢田町の利用状況ですが、一人生えの稲と雑草が生えている状況でした。</p> <p>以上です。</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第1号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p>   |
| <p>水谷推進委員</p> | <p>機構が権利を有している間、雑草が生えているのは何故ですか。その間は誰が管理していたんですか。</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>よく見かける場所ですが、そんなに言うほどは生えていません。確かに一人生えの稲と多少の雑草が生えていますが、許せる程度の高さだと思います。</p>   |
| <p>辻委員</p>    | <p>適正とは言いづらい状態ですし、次に稲作をするなら嫌かもしれません。水はけもあまり良くない土地ですが、もっと水が張ってあったら今回のように雑草が生えてくることもなかったかと思います。</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>譲受人が何とか改善されるでしょう。</p> <p>他にご意見等はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>   |
| <p>議長</p>     | <p>ただ今の異議なしをもって、「第1号議案 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>引き続きまして、「第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p> |
| <p>局長</p>     | <p>それでは、お手元の資料に基づきまして、「第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」一括して2件のご説明を申し上げます。</p>  |

|      |  |
|------|--|
|      | <p>【第2号議案、1番から2番を別添議案書をもとに朗読】</p> <p>番号1の相続人は、相続開始日に当該農地2筆を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておられます。</p> <p>番号2の相続人は、番号1と同様、相続開始日に当該農地2筆を相続し、相続税の納税猶予の特例の適用を受けておられます。</p> <p>これら2件は、相続税の申告期限の翌日から起算して20年を迎え、納税猶予期間が満了となり、相続税が免除されるため、この度、税務署長から農業委員会に「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」の照会がありましたので、農業委員会の意見を求めて回答するものでございます。</p> <p>以上です。</p> |
| 議 長  | <p>続きまして、水主委員より現地調査の報告をお願いします。</p>   |
| 水主委員 | <p>報告します。去る9月25日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。</p> <p>番号1の檳島町 及び の利用状況ですが、サトイモ、ナス、その他野菜が作付されておりました。草も少し生えていますが、きれいな状態で適正に管理されておりました。</p> <p>番号2の檳島町 の利用状況ですが、サトイモが作付されており、隅に虫除け用のソルゴー等が植えられておりました。</p> <p>檳島町 の利用状況につきましては、ナスが作付されておりました。2筆ともきれいな状態で適正に管理されておりました。</p> <p>以上です。</p>   |
| 議 長  | <p>報告が終わりましたので、これより審議に入ります。ただ今の第2号議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。</p> <p>異議なしの声</p>  |
| 議 長  | <p>ただ今の異議なしをもって「第2号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。</p> <p>以上をもちまして、本日の議案審議はすべて終了いたしました。</p>  |

(午後1時45分審議終了)

議 長 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_

署名委員 \_\_\_\_\_